

- 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としている。

医療費助成の概要

○ 対象者の要件

- ・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- 〔※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。〕

- ・18歳未満の児童であること。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)

○ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。

○ 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

○ 国庫負担率

1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)

○ 根拠条文

児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 悪性新生物 | ⑨ 血液疾患 |
| ② 慢性腎疾患 | ⑩ 免疫疾患 |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 |
| ④ 慢性心疾患 | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |
| ⑥ 膠原病 | ⑭ 皮膚疾患 |
| ⑦ 糖尿病 | ⑮ 骨系統疾患 |
| ⑧ 先天性代謝異常 | ⑯ 脈管系疾患 |

対象疾病

- 社会保障審議会への諮問・答申を経た上で、厚生労働大臣が指定
- 対象疾病数: 788疾病(16疾患群)

【ポイント】

- 自己負担の割合：3割（就学前児童は2割）⇒2割
- 自己負担の限度額（月額）：
 - ・症状が変動し入退院を繰り返す等の小児慢性特定疾病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
 - ・受診した複数の医療機関等（※）の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。
- 入院時の標準的な食事療養に係る負担：
 - 1/2を自己負担、残りの1/2を公費負担
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：
 - 世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。

※ 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

☆医療費助成における自己負担限度額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		自己負担限度額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得 I (~80万円)	1,250	1,250	500
III		低所得 II (80万円超~)	2,500	2,500	
IV	一般所得 I :市町村民税課税以上7.1万円未満 (約200万円 ~約430万円)		5,000	2,500	
V	一般所得 II :市町村民税7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円~約850万円)		10,000	5,000	
VI	上位所得 :市町村民税25.1万円以上 (約850万円~)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症:①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、
②重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。